

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が公布され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税に新たに「子ども・子育て支援金分」を追加するため、甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税の基礎課税額に含めない費用として、子ども・子育て支援納付金を追加します。

【第 2 条第 1 項第 1 号関係】

(2) 県が負担する子ども・子育て支援納付金に充てるための課税額（子ども・子育て支援納付金課税額）を新たに追加します。

【第 2 条第 1 項第 4 号関係】

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額を、世帯の所得割・均等割・平等割に、18 歳以上被保険者の均等割を加えた額で算定します。

【第 2 条第 5 項関係】

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額の追加に伴い、世帯別平等割額に係る所要の整備を行います。

【第 5 条の 2 関係】

(5) 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額について、基礎控除後の総所得金額に100分の0.27を乗じて算定する規定を追加します。

【第9条の4関係】

(6) 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について、被保険者1人につき1,160円と定める規定を追加します。

【第9条の5関係】

(7) 子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額について、18歳以上被保険者1人につき40円と定める規定を追加します。

【第9条の6関係】

(8) 子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は700円、特定世帯は350円、特定継続世帯は525円と定める規定を追加します。

【第9条の7関係】

(9) 子ども・子育て支援納付金課税額について、軽減に係る減額対象額を追加する規定を整備します。

【第23条第1項関係】

(10) 子ども・子育て支援納付金課税額について、7割軽減に係る減額対象額を定める規定を追加します。

【第23条第1項第1号関係】

(11) 子ども・子育て支援納付金課税額について、5割軽減に係る減額対象額を定める規定を追加します。

【第23条第1項第2号関係】

(12) 子ども・子育て支援納付金課税額について、2割軽減に係る減額対象額を定める規定を追加します。

【第23条第1項第3号関係】

(13) 子ども・子育て支援納付金課税額の未就学児均等割について、世帯区分に応じた軽減額を定める規定を追加します。

【第23条第2項第3号関係】

(14) 出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額の免除について、18歳以上被保険者均等割額を免除対象に追加します。

【第23条第3項関係】

(15) 出産被保険者の産前産後期間に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額について、産前産後期間の月数に応じた減額額の算定方法を定める規定を追加します。

【第23条第3項第7号関係】

(16) 出産被保険者の産前産後期間に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額について、産前産後期間の月数に応じた減額額の算定方法を定める規定を追加します。

【第23条第3項第8号関係】

(17) 出産被保険者の産前産後期間に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額について、減額額の算定方法を定める規定を追加します。

【第23条第3項第9号関係】

(18) 18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について、当該均等割額を減額するための算定方法を定める規定を追加します。

【第23条第4項関係】

(19) 国民健康保険税の課税の特例について、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額（第9条の4）を特例の適用対象に追加するための規定を整備します。

【制定付則第5条、第6条及び第8条～第15条関係】

(20) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

【改正付則関係】

3 現行税率との比較

区 分		令和7年度	令和8年度(案)	現行税率との差
医療分 (医療給付費分)	所得割	7.35%	7.35%	±0
	均等割	25,700円	25,700円	±0
	平等割	20,800円	20,800円	±0
支援金分 (後期高齢者 支援分)	所得割	2.7%	2.7%	±0
	均等割	9,900円	9,900円	±0
	平等割	7,300円	7,300円	±0
介護分 (介護納付金分)	所得割	2.35%	2.35%	±0
	均等割	10,800円	10,800円	±0
	平等割	6,000円	6,000円	±0
子ども分 (子ども・子育て 支援分)	所得割	—	0.27%	+0.27%
	均等割	—	1,200円 (40円)	+1,200円
	平等割	—	700円	+700円
合 計	所得割	12.40%	12.67%	+0.27%
	均等割	46,400円	47,600円	+1,200円
	平等割	34,100円	34,800円	+700円

4 その他

この改正による税収の影響

1か月当たり、1人約273円、1年間で約3,270円の負担増を見込み、
総額3,986万5千円の収入を見込んでおります。

【参考】 条例改正による年税額シミュレーション

モデルケース (条件)	現行税額	試算税額	増加額	増加率
A 2人(65歳以上)、 所得なし(年金110万円) 【7割軽減】	29,700	30,600	900	3.03%
B 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 営業所得80万円 【5割軽減】	126,900	129,400	2,500	1.97%
C 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 所得167万円(給与収入250万円) 【2割軽減】	283,600	289,400	5,800	2.05%
D 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 営業所得300万円	480,900	490,900	10,000	2.08%
E 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 営業所得400万円	604,900	617,600	12,700	2.10%
F 3人(40歳代夫婦と子10歳)、 所得610万円(給与収入800万円)	865,400	883,800	18,400	2.13%

【参考】 県が示す令和8年度標準保険料

	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療分	7.55%	33,064	20,914
支援金分	2.76%	12,027	7,608
介護分	2.40%	12,340	6,087
子ども分	0.27%	1,227 (44)	744

※子ども分均等割の()内は、18歳以上均等割分

【参考】 基金保有状況の推移

令和5年度末 基金残高	令和6年度末 基金残高	令和7年度基金 取崩見込額	令和7年度末 基金残高見込
2億1,887万円	1億3,139万円	4,762万円	8,417万円

5 令和8年度の税率改定の方針

- ① 令和9年度の県での保険料率統一後は、市で保有する基金が保険税引き下げのために活用ができなくなるため、最大限活用し、負担軽減を図ります。
- ② 物価高騰が続いており、被保険者の生活への影響を配慮し、負担増をできる限り抑えます。
- ③ 高額療養費の見直し等の国の制度改正により、医療費の増加が一定抑えられる見込みであり、また、県も決算剰余金から3億円を保険料減算のために活用予定。

以上の理由により、財政調整基金を8千3百万円活用し、子ども・子育て支援金分以外は税率を据え置きとします。